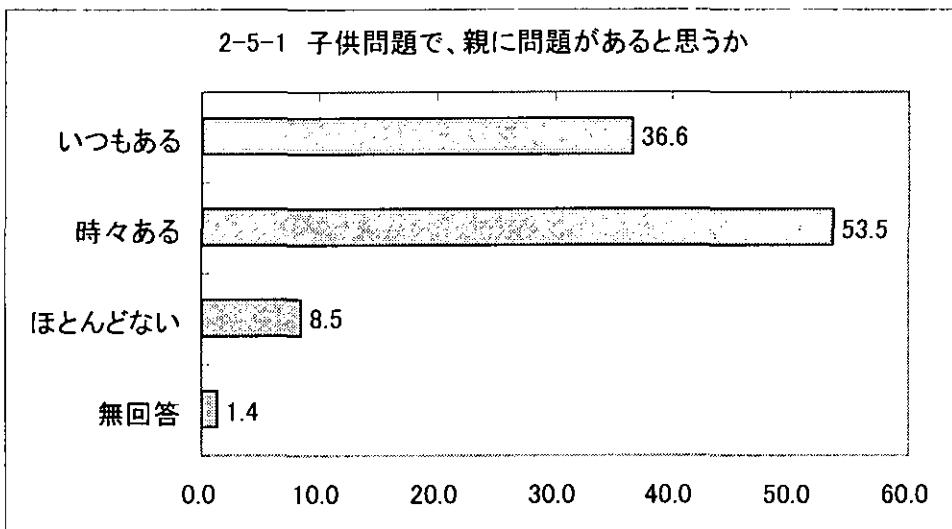


2-5-1 子供問題で、親に問題があると思うか

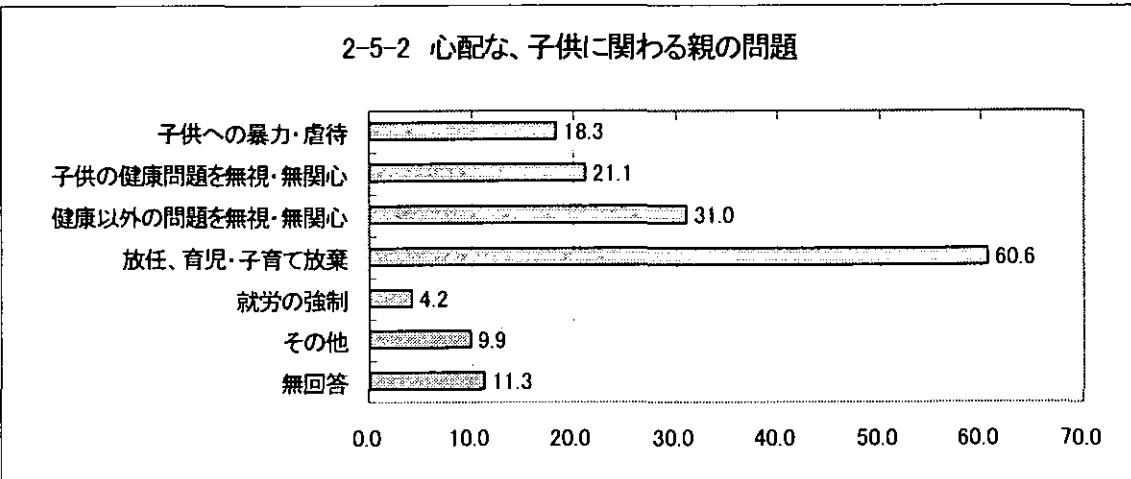


2-5-2 心配な、子どもに関わる親の問題(MA、2つまで)

「心配な、子どもに関わる親の問題」については、「放任、育児・子育て放棄」が43人で60.6%を占め、「健康以外の問題を無視・無関心」が22人で31.0%である。以下、「子どもの健康問題を無視・無関心」が15人で21.1%、「子どもへの暴力・虐待」が13人で18.3%、「就労の強制」が3人で4.2%である。「その他」が7人で9.9%であり、内訳をみると「過保護」や「干渉しすぎと思われる」が3人、「①高校卒業後就労させない。②子に甘い。」、「子への自立指導の不足」という子どもの自立に関する態度が2人、他には「親の就労に対する態度」、「親の不就労、アルコール依存、ギャンブル依存など」である。また、「とくになし」という回答が1人である。

なお、「無回答」は8人で11.3%である。

2-5-2 心配な、子供に関わる親の問題

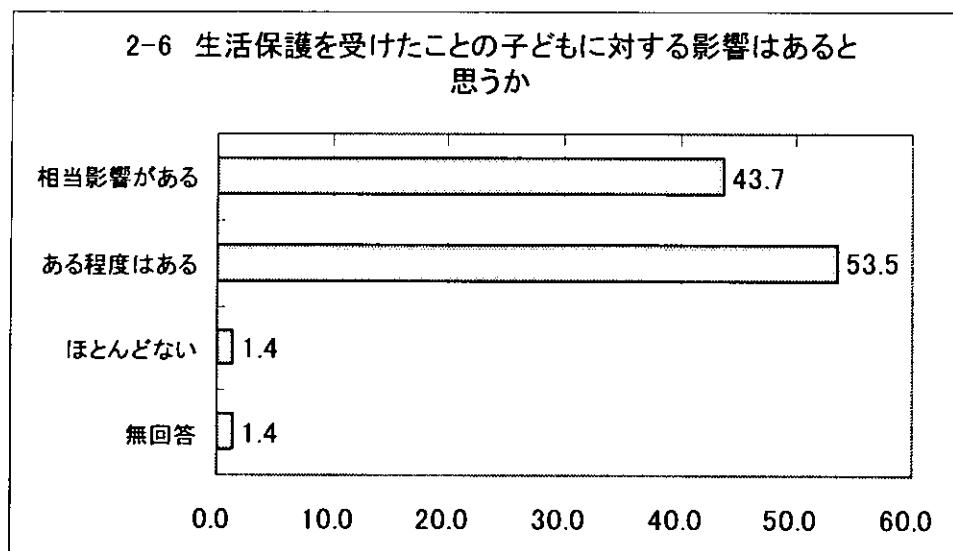


2-6 親の世代で生活保護を受けたことの子どもに対する影響はあると思うか

「生活保護を受けたことの子どもに対する影響」については、「ある程度はある」が最も多く38人で53.5%を占め、次いで「相当影響がある」が31人で43.7%である。「ほとんどない」が1人で1.4%である。

自由記述欄には、「親が仕事をせず、生活できる姿をみて育つと、就労の意欲も薄れてしまうのではないか」、「親の姿をみて育つ現実がある中、努力しなくても生きていけることを学んでしまう」、「生活保護を受けたことが問題とは思わないが、不就労のまま生活をしていくうちに、子どもを育てる能力が落ちてしまうような気がする」、「安易に子世代も生保受給する」という子どもへの影響を懸念する記述、「一概には言えない。ケース・バイ・ケースだと思う。」「2分割するのかと思います。同じようにならないよう、がんばる子と、同じように生きてしまう子(他の方法を知らない)」、「ほとんどの世帯で、保護2世帯か3世帯である。」「2世代、3世代にわたって生保を受けていたり、親族に扶養照会すると、生保受給であるといった回答がよく見られる。」という業務の中での経験的観察に関する記述、また「親への対応をしっかりすれば、影響ない。」という記述がみられた。

なお、「無回答」は1人で1.4%である。



2-7-1 生活保護世帯の子どもと接する必要があると思うか

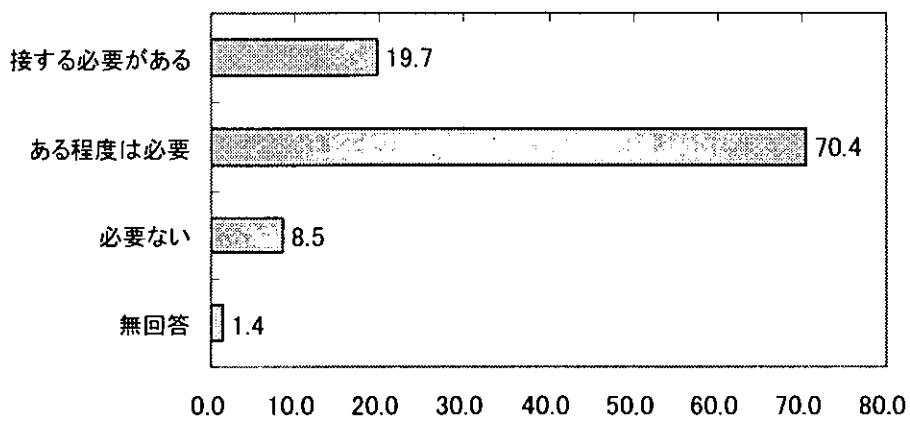
「生活保護世帯の子どもと接する必要があると思うか」については、「ある程度は必要」が最も多く50人で70.4%を占め、次いで「接する必要がある」が14人で19.7%である。「必要ない」が6人で8.5%である。

自由記述欄には、「CWは世帯主としかあえないことが多い。世帯主の話だけでは問題ないと判断していたケースが、学校、保育園から「心配である」「問題がある」と連絡が入ることがある。」「高卒の進路(大学等)、中卒の進路について、親から相談を受けていた時」、「基本的には親が対応することだと思う。」という記述がみられた。

なお、「無回答」は1人で1.4%である。

「ある程度は必要」と「接する必要がある」を合わせると64人で90.1%である。このことから、約9割の回答者が生活保護世帯の子どもと接する必要があると考えていることがうかがわれる。

2-7-1 生活保護世帯の子供と接する必要があると思うか



2-7-2 生活保護世帯の子どもと接することがあるか

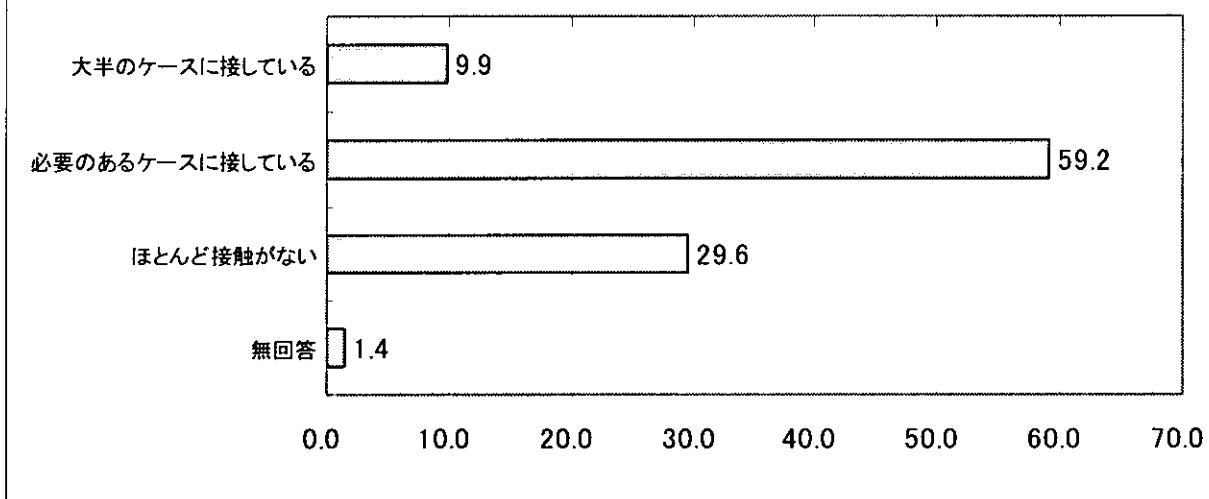
「生活保護世帯の子どもに接することがあるか」については、「必要のあるケースに接している」が最も多く 42 人で 59.2% を占め、次いで「ほとんど接触がない」が 21 人で 29.6% である。「大半のケースに接している」が 7 人で 9.9% である。

自由記述欄には、「通常は幼稚園、保育園、学校へ通っている時間帯の訪問であるので、会う機会がない」、「訪問時、外出中、通学中等、あえない場合があり、子どものいるケース全部とはまだ接していない」、「学校に行っていたりして不在である」、「子どもが在宅している時にうまく会えない」、「接触を持ちたいが難しい。アプローチ（不登校児）はしているが」、「接したいと思うが、働いている母子家庭の場合、なかなか子どもに会えない」といった訪問時での接触が困難である記述が 6 人、他には「呼んでもこない」、「子供にかかる余裕を持ってない」、「自分が心配・不安な世帯は夏休み訪問や、時には来所を促し面接する」という記述がみられた。

なお、「無回答」は 1 人で 1.4% である。

「必要のあるケースに接している」、「大半のケースに接している」を合わせると 49 人で 69.1% を占める。このことから、回答者の約 7 割が必要に応じて生活保護世帯の子どもとの接触している。また、自由記述からは、接触を持とうとしても困難である状況や接触のための工夫を凝らして意識的に関わろうとする回答者の積極的な姿勢がうかがえる。

2-7-2 生活保護世帯の子供と接することがあるか



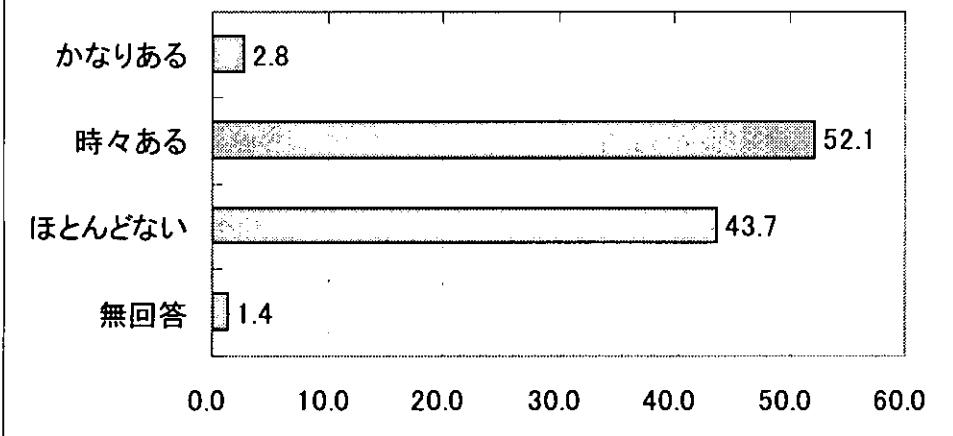
2-7-3 生活保護世帯の子どものことで学校と接したことがあるか

「生活保護世帯の子どものことで学校と接したことがあるか」については、「時々ある」が最も多く37人で52.1%を占め、次いで「ほとんど接觸がない」が31人で43.7%である。「かなりある」が2人で2.8%である。

自由記述欄には、「給食費や積立金の未納で連絡を受けることがある。虐待等の問題で連絡を受けたり、逆にこちらから連絡をとる場合もある。」、「保育園の先生には親身に連携していただきました。」、「不登校、虐待等による相談が多い」、「学校内で怪我をした時など」、「明らかに排除、差別している校長がいる」という記述がみられた。

なお、「無回答」は1人で1.4%である。

2-7-3 生活保護世帯の子どものことで学校と接したことがあるか



2-8-1 「ひきこもり」や「いじめ」等の問題を抱えている場合、どのような機関・職種と連携する必要

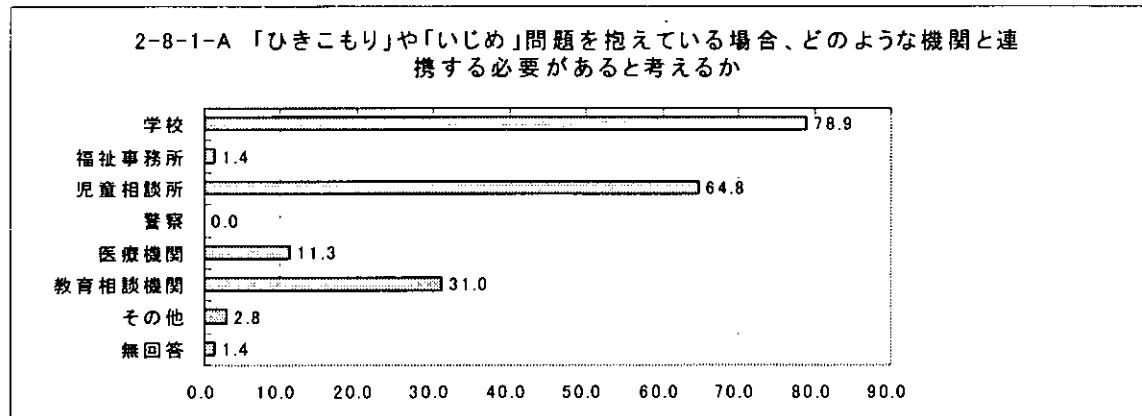
があると考えるか

A 連携する必要があると考える機関（MA、2つまで）

「連携する必要があると考える機関」については、「学校」が最も多く56人で78.9%を占め、次いで「児童相談所」が46人で64.8%である。以下、「教育相談機関」が22人で31.0%、「医療機関」が8人で11.3%、「福祉事務所」が1人で1.4%である。「警察」に回答した人はいなかった。「その他」は2人で2.8%であり、内訳をみると「保健所」が2人である。

なお、「無回答」は1人で1.4%である。

「ひきこもり」や「いじめ」等の問題を抱えている場合、「学校」、「児童相談所」、「教育相談機関」と連携する必要があるとする回答が多い。このことから福祉事務所においても学校や他の教育・福祉行政機関との連携が重要であること、また連携が図りやすいことなどが考えられる。

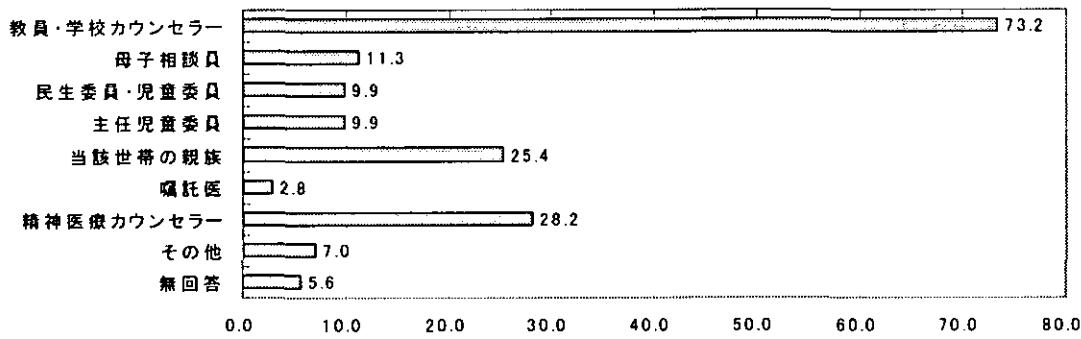


B 連携する必要があると考える職種等（MA、2つまで）

「連携する必要があると考える職種等」については、「教員・学校カウンセラー」が最も多く52人で73.2%を占め、次いで「精神医療ケースワーカー」が20人で28.2%である。以下、「当該世帯の親族」が18人で25.4%、「母子相談員」が8人で11.3%、「民生委員・児童委員」、「主任児童委員」がそれぞれ7人で9.9%、「嘱託医」が2人で2.8%である。「その他」が5人で7.0%であり、内訳をみると「児童福祉司」が2人、「保健師・児童福祉司」、「多様であるので決められない」、「生徒の親」がそれぞれ1人である。

なお、「無回答」は4人で5.6%である。

2-8-1-B 「ひきこもり」や「いじめ」問題を抱えている場合、どのような職種と連携する必要があると考えるか



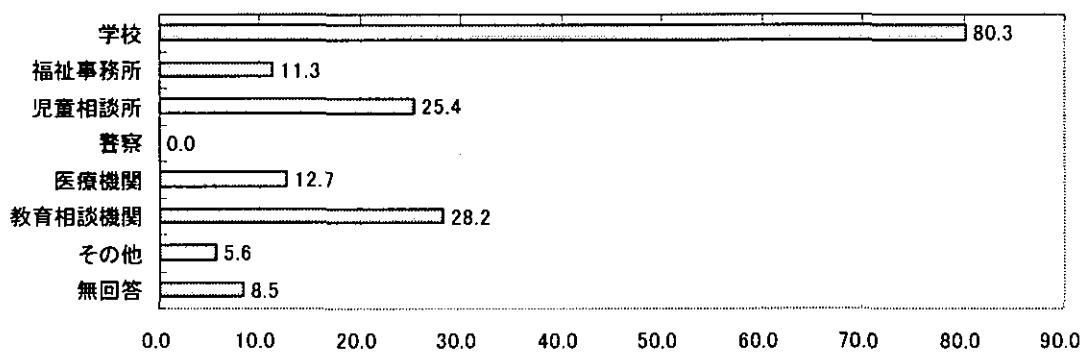
2-8-2 「怠学」や「不就労」等の問題を抱えている場合、どのような機関・職種と連携する必要があると考えるか

A 連携する必要があると考える機関 (MA、2つまで)

「連携する必要があると考える機関」については、「学校」が最も多く 57 人で 80.3% を占め、次いで「教育相談機関」が 20 人で 28.2% である。以下、「児童相談所」が 18 人で 25.4%、「医療機関」が 9 人で 12.7%、「福祉事務所」が 8 人で 11.3% である。「警察」に回答した人はいなかった。「その他」は 4 人で 5.6% であり、内訳をみると「保健所、(精神保健福祉センター)」が 2 人、「ハローワーク等」が 1 人、「その“ケース”によって千差万別である」が 1 人である。

なお、「無回答」は 6 人で 8.5% である。

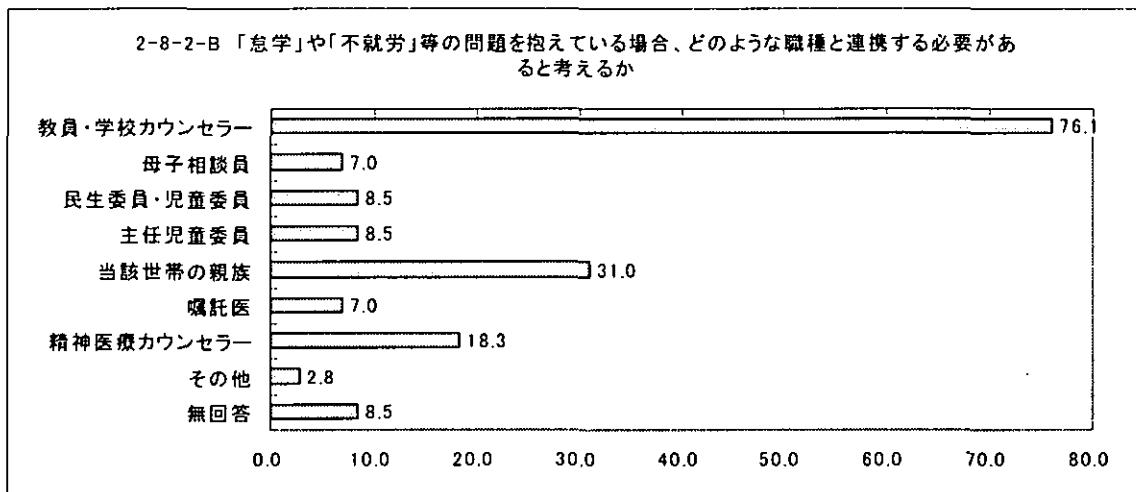
2-8-2-A 「怠学」や「不就労」等の問題を抱えている場合、どのような機関と連携する必要があると考えるか



B 連携する必要があると考える機関 (MA、2つまで)

「連携する必要があると考える職種等」については、「教員・学校カウンセラー」が最も多く 54 人で 76.1% を占め、次いで「当該世帯の親族」が 22 人で 31.0% である。以下、「精神医療ケースワーカー」が 13 人で 18.3%、「民生委員・児童委員」、「主任児童委員」がそれぞれ 6 人で 8.5%、「母子相談員」、「嘱託医」がそれぞれ 5 人で 7.0% である。「その他」は 2 人で 2.8% であり、内訳をみると「その“ケース”によって千差万別である」、「CW」である。

なお、「無回答」は6人で8.5%である。

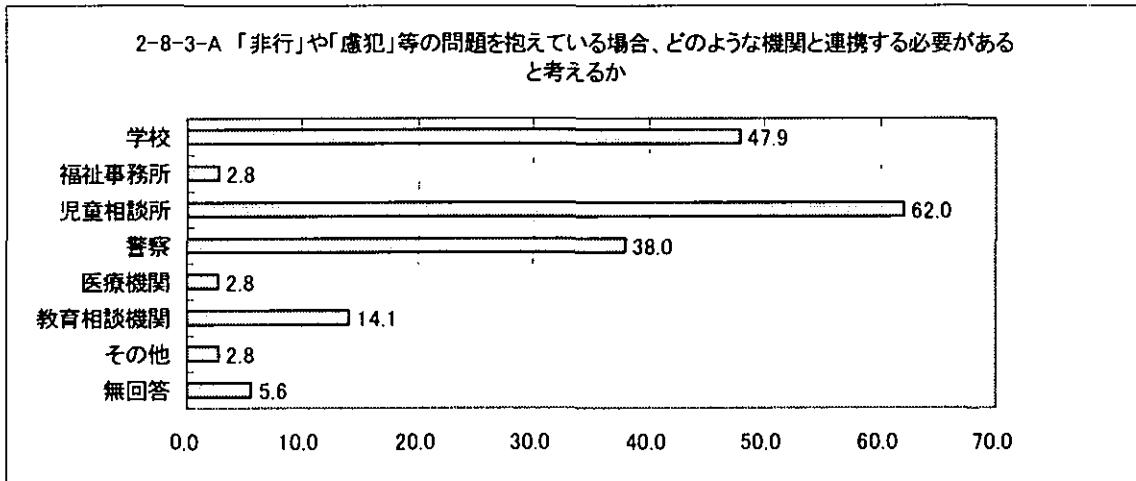


2-8-3 「非行」や「虞犯」等の問題を抱えている場合、どのような機関・職種と連携する必要があると考えるか

A 連携する必要があると考える機関 (MA、2つまで)

「連携する必要があると考える機関」については、「児童相談所」が最も多く44人で62.0%を占め、次いで「学校」が34人で47.9%である。以下、「警察」が27人で38.0%、「教育相談機関」が10人で14.1%、「福祉事務所」、「医療機関」、「その他」がそれぞれ2人で2.8%であり、内訳をみると「少年センター」、「その“ケース”によって千差万別である」である。

なお、「無回答」は4人で5.6%である。

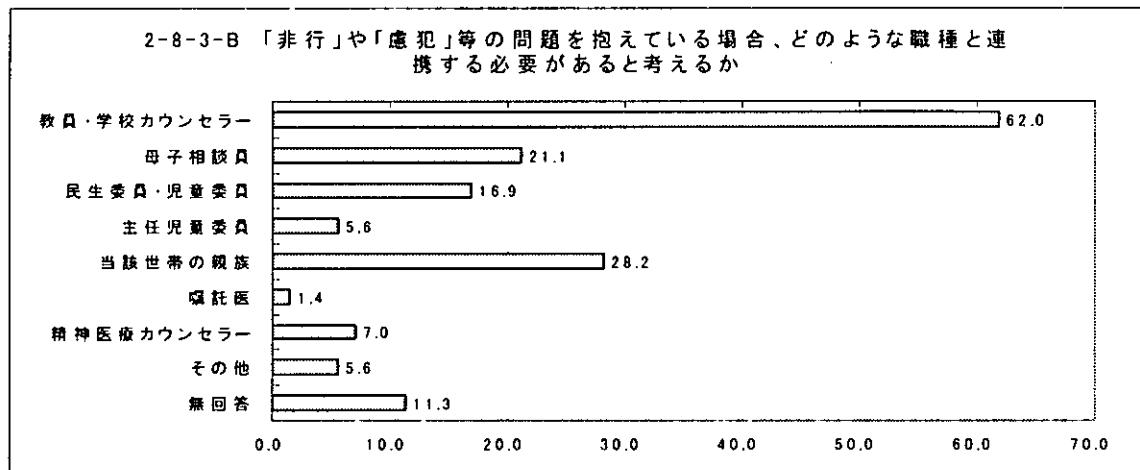


B 連携する必要があると考える職種等 (MA、2つまで)

「連携する必要があると考える職種等」については、「教員・学校カウンセラー」が最も多く44人で62.0%を占め、次いで「当該世帯の親族」が20人で28.2%である。以下、「母子相談員」が15人で21.1%、「民生委員・児童委員」が12人で16.9%、「精神医療カウンセラー」が5人で7.0%、「主任児童委員」、

「その他」がそれぞれ4人で5.6%、「嘱託医」が1人で1.4%である。「その他」の内訳をみると「児童福祉司」が2人、「保健師」が1人である。また「その“ケース”によって千差万別である」という回答が1人である。

なお、「無回答」は8人で11.3%である。

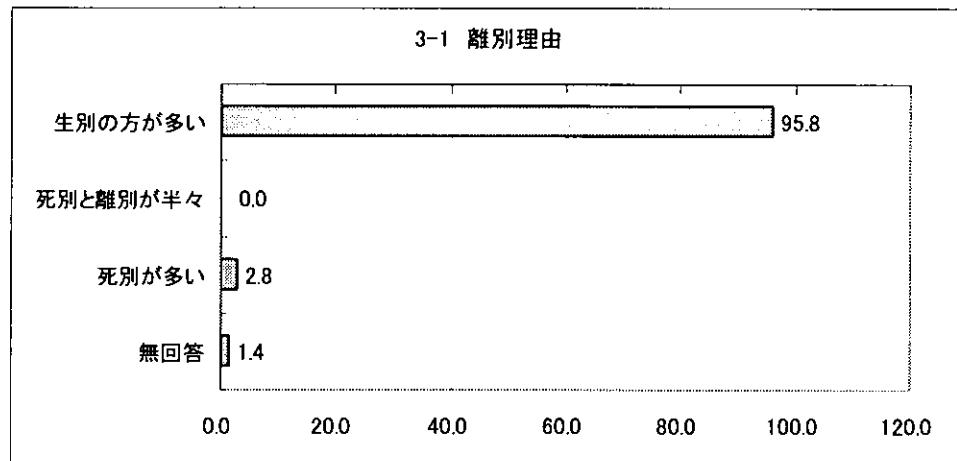


(野村智)

III 生保母子世帯に関する意見

3-1 離別理由

回答者が担当する生保母子世帯の離別理由については、「生別の方が多い」が68人で95.8%と最も多く、次いで「死別が多い」が2人で2.8%である。「死別と離別が半々」に回答した人はいなかった。なお、無回答は1人で1.4%である。



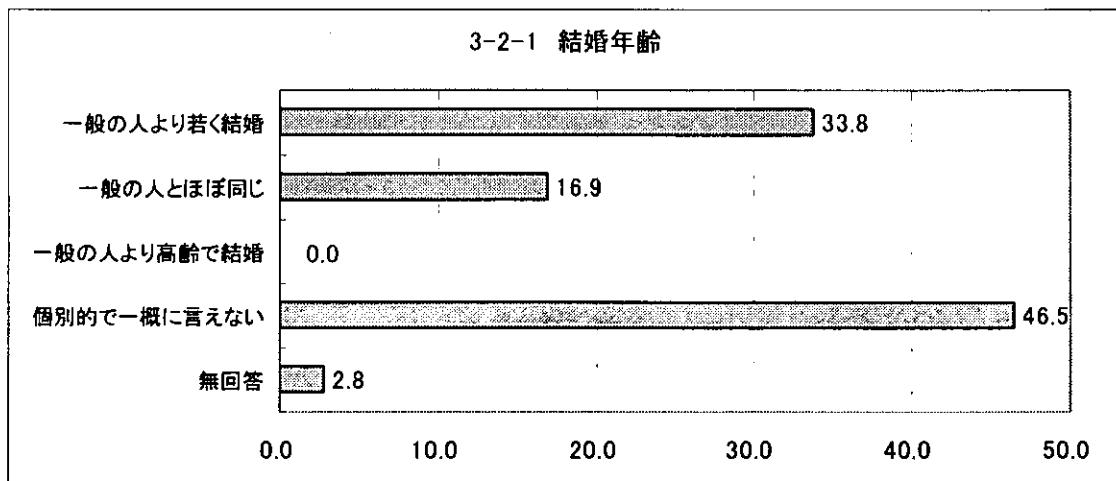
3-2-1 結婚年齢

回答者が担当する生保母子世帯の結婚年齢については、「個別的で一概に言えない」が33人で46.5%と最も多く、次いで「一般の人より若く結婚」が24人で33.8%、「一般の人とほぼ同じ」が12人で16.9%である。「一般の人より高齢で結婚」に回答した人はいなかった。なお、無回答は2人で2.8%である。

半数近くが「個別的で一概に得ない」に答えているが、それ以外の回答では「一般の人より若く結婚」の回答率は3割を超えており、「一般の人より高齢で結婚」は皆無となっていることが特徴的である。

以下に、本項の自由記述欄に記されたコメントを記載しておく(一人のみ)。

- ① 届出なしの事実婚が多い。



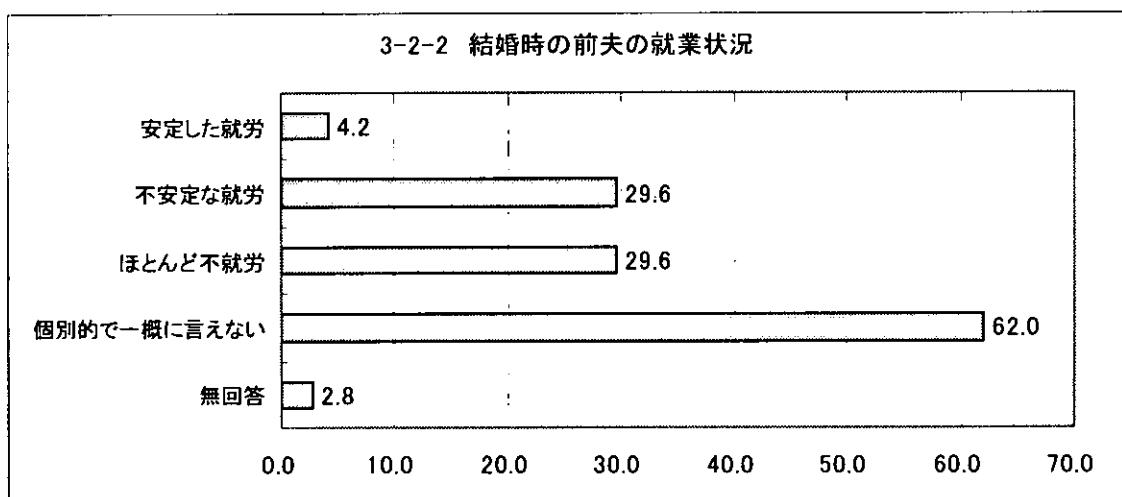
3-2-2 結婚時の前夫の就職状況

回答者が担当する生保母子世帯の結婚時の前夫の就職状況については、「個別的に一概に言えない」が44人で62.0%と最も多く、次いで「不安定な就労」「ほとんど不就労」がそれぞれ21人で29.6%、「安定した就労」が3人で4.2%である。なお、無回答は2人で2.8%である。

過半数が「個別的に一概に言えない」としているが、「不安定な就労」と「ほとんど不安定」を合計すると42人で59.2%と過半数となり、さらに「安定した就労」は極めて少ない。そのため、全体としては不安定な就職状況という回答に傾斜していることがわかる。

以下に、本項の自由記述欄に記されたコメントを記載しておく。

- ① トラックの運転手。
- ② 建築業等の常勤とはいって、日雇い的待遇の職種が多く思える。
- ③ 土木、建築、トラック、タクシー等の仕事をしている夫が多い。
- ④ 酒、暴力、女をつくってなど。①、②、③には関係なし（注：①は「安定した就労」　②は「不安定な就労」　③は「ほとんど不就労」）。



3-3-1 母親の人付き合い

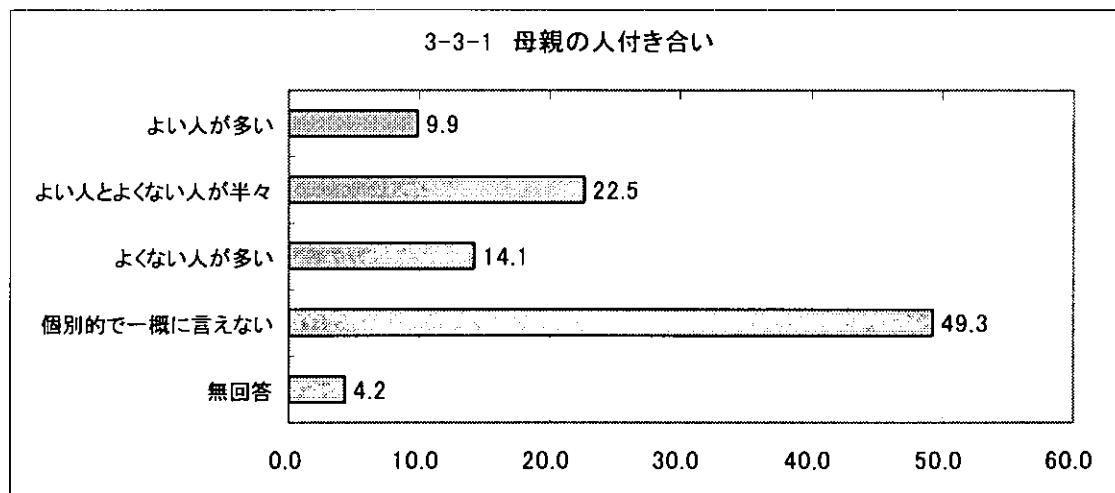
回答者が担当する生保母子世帯の母親の人付き合いについては、「個別的に一概に言えない」が35人で49.3%と最も多く、次いで「よい人とよくない人が半々」が16人で22.5%、「よくない人が多い」が10人で14.1%、「よい人が多い」が7人で9.9%である。なお、無回答は3人で4.2%である。

約半数が「個別的に一概に言えない」としているが、相対的には肯定的な回答の割合が低くなっている。また、下記に挙げている自由記述欄のコメントでは肯定的な意見は皆無である。

以下に、本項の自由記述欄に記されたコメントを記載しておく。

- ① 「人付き合い」というのはどういうものなのか迷います。
- ② ケースワーカーに対してだけかもしれない。
- ③ 就業世帯が多く、時間的にも金銭的にも交際は難しく思います。

- ④ 生保であることを隠しているため、人付き合いの範囲は狭いと思います。
- ⑤ 担当に対して友人・近所に関しての接し方は同じとは思えない。
- ⑥ よくないというより上手でない。



3-3-2 健康管理

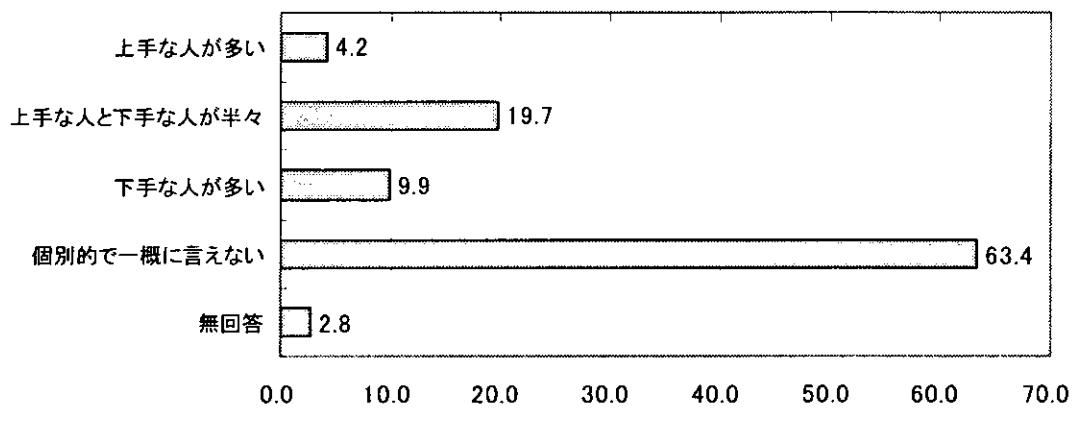
回答者が担当する生保母子世帯の健康管理については、「個別的で一概に言えない」が45人で63.4%と最も多く、次いで「上手な人と下手な人が半々」が14人で19.7%、「下手な人が多い」が7人で9.9%、「上手な人が多い」が3人で4.2%である。なお、無回答は2人で2.8%である。

半数以上が「個別的で一概に言えない」としているが、相対的には肯定的な回答の割合が低くなっている。

以下に、本項の自由記述欄に記されたコメントを記載しておく。

- ① 仕事をしない理由に病院にいくことが多すぎる。「健康管理」とは違うけど…。
- ② 「健康管理」というのは？
- ③ 病院へはよく行っています。
- ④ 心配性と放任が極端。
- ⑤ 基本的に子供のことでしょうちゅう病院にかかっている（仕方ない）。親自身は慢性的な病気の人もいる。
- ⑥ 基本的には一般家庭と何ら変わらないと思います。
- ⑦ 精神的ストレスを感じているケースが多い。
- ⑧ わからないです、そこまでは。

3-3-2 健康管理



3-3-3 家計管理

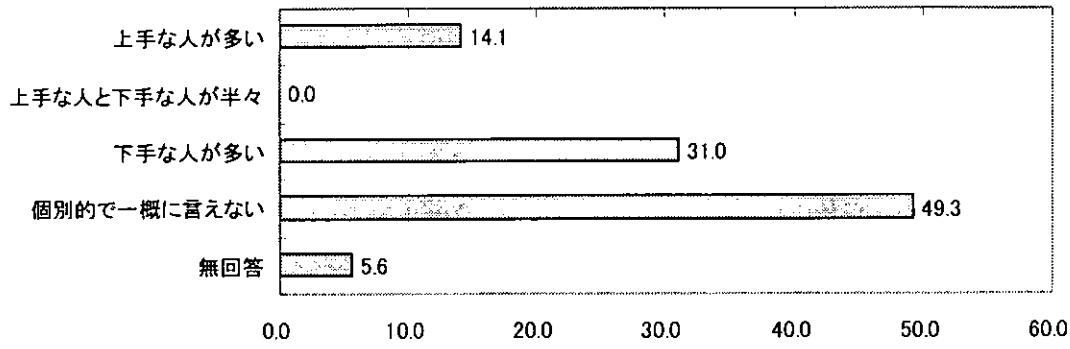
回答者が担当する生保母子世帯の家計管理については、「個別的に一概に言えない」が35人で49.3%と最も多く、次いで「下手な人が多い」が22人で31.0%、「上手な人が多い」が10人で14.1%である。「上手な人と下手な人が半々」に回答した人はいなかった。なお、無回答は4人で5.6%である。

約半数が「個別的に一概に言えない」としているが、家計管理を苦手としている人が多いという意見の割合が相対的に高くなっていることがわかる。また、前項3-3-1「母親の人付き合い」3-3-2「健康管理」の回答と比較すると、本項においては否定的な回答の割合が高く、「上手な人と下手な人が半々」は皆無であることが特徴的である。

以下に、本項の自由記述欄に記されたコメントを記載しておく。

- ① 借金問題などで来る人はまずない。お金を落としたという人もない。
- ② 特につっこんで家計のことは聞きません。
- ③ 金銭的に行き詰るという家庭はあまり見かけない。
- ④ 今後のことを考え、貯蓄している人がほとんどいない。
- ⑤ 児童手当等の使い方が下手（保護費とのやりくりができない）。
- ⑥ わからない。

3-3-3 家計管理



なお、3-3-1「母親の人付き合い」3-3-2「健康管理」3-3-3「家計管理」の各項目でみられる共通点は、「個別的で一概に言えない」の回答率が最も高い一方、肯定的な回答の割合は否定的な回答の割合よりも相対的に低くなっていることである。

3-4-1 地域との生活水準比較

回答者が担当する生保母子世帯と地域との生活水準比較については、「同等程度の世帯が多い」が22人で31.0%と最も多く、次いで「個別的で一概に言えない」が19人で26.8%、「(生保母子世帯の方が)低い世帯が多い」が14人で19.7%、「(生保母子世帯の方が)高い世帯が多い」が12人で16.9%である。なお、無回答は4人で5.6%である。

本稿における「同等程度の世帯が多い」と「(生保母子世帯の方が)高い世帯が多い」の合計は34人で47.9%である。これは、一方では、生活保護を受けている母子世帯の生活水準の多くは「地域の生活水準」と同等又はそれ以上のものであることを半数近くの回答者が認識していることを意味している。それは、下記に挙げている自由記述欄のコメントにみられるように、マイナス要因がなければ母子家庭の生活保護基準は高いという認識を抱いていることに関連している。

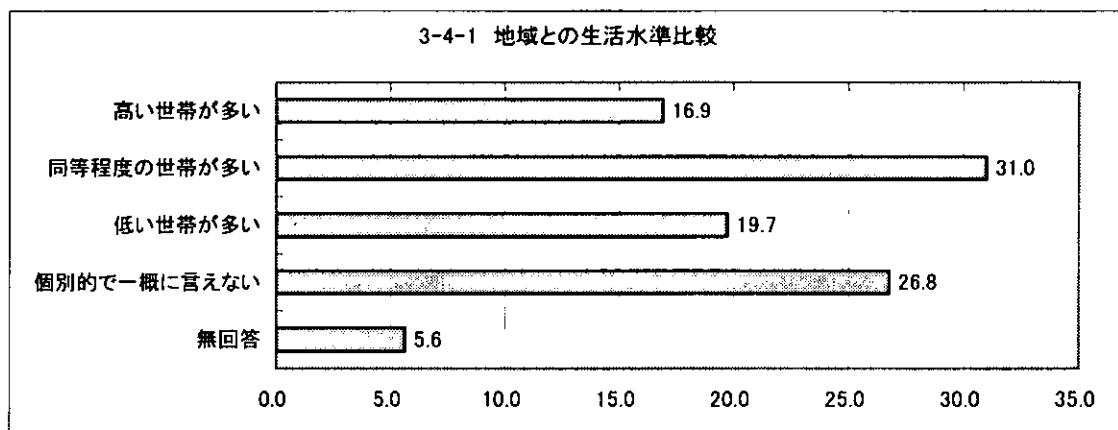
しかし、他方では、「地域」の世帯の多くが生活保護基準と同等又はそれ以下の「生活水準」にあると約半数の回答者が認識していることを意味している。つまり、約半数のケースワーカーは、「地域」における多くの世帯は「生活水準」という視点のみで測れば生活保護受給に値する世帯でも生活保護を受けずに存在しているという認識をもっていることがわかる。また、「個別的で一概に言えない」ということは生活保護基準以下の生活水準にある世帯の存在を否定できないことを意味しているが、その回答率が高いことからもそれは裏付けられる。

さらに、下記に挙げている「⑥地域の生活水準が把握できなため回答できません」という記述は、例え生活保護のセイフティネットから零れ落ちている世帯が存在していたとしても、「地域の生活水準」を把握できていないために結果として放置してしまう可能性があることをいみじくも示唆している。

以下に、本項の自由記述欄に記されたコメントを記載しておく。

- ① 父親がいないことは大きな「-」にはなっていると思う（精神的に）。

- ② (回答の選択) …と思うが実体の統計がないのでわからない。
- ③ 母子になると、生保の中でも保護費が多くなる。若い夫婦（夫のみ就労）、子供1人の家庭より多い場合もよくあると思う。
- ④ 公共住宅内では、大きな差は無い様に思える。
- ⑤ 子供が多くなると①に該当すると思われる。（注：①は「地域の生活水準より高い世帯が多い」）。
- ⑥ 地域の生活水準が把握出来ないため回答できません。
- ⑦ 金銭管理が乏しいため自分で水準を低くしている気がする
- ⑧ 支給額は多いがサラ金等への返済で実質的なお金は少ない。



3-4-2 生活保護を受けていない母子世帯との生活水準比較

回答者が担当する生保母子世帯と生活保護を受けていない母子世帯との生活水準比較については、「高いと思う」が32人で45.1%と最も多く、次いで「個別的で一概に言えない」が22人で31.0%、「同程度と思う」が8人で11.3%、「低いと思う」が6人で8.5%である。なお、無回答は3人で4.2%である。

本項における「(生保母子世帯の方が)高いと思う」と「同程度と思う」の合計は40人で56.4%である。これは、一方では、生活保護を受けている母子世帯の生活水準の多くは、生活保護を受けていない母子世帯と同程度かそれ以上の生活水準であることを過半数の回答者が認識していることを意味している。それは下記に挙げている自由記述欄の多くのコメントとも共通している。

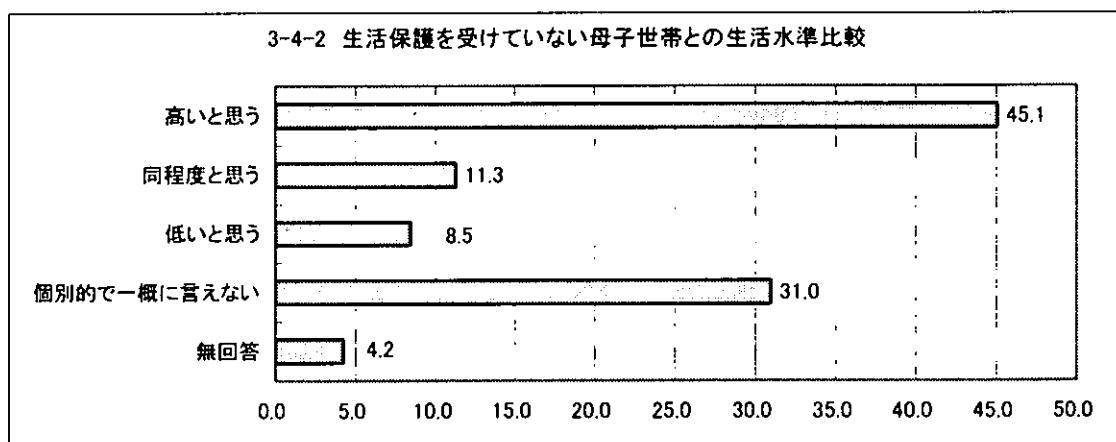
しかし、他方では、生活保護を受けていない母子世帯の生活水準の多くは生活保護基準と同等又はそれ以下のものであることを過半数の回答者が認識していることを意味している。つまり、一般母子世帯に対して生活保護が十分に機能していない現状を過半数のケースワーカーは認識していることの裏返しでもある。

また、「個別的で一概に言えない」ということは生活保護基準以下の生活水準にある世帯の存在を否定できないことを意味しているが、その回答が約3割を占めていること、そして、生活保護が適切に機能している状況を意味している「(生保母子世帯の方が)低いと思う」という回答が1割未満であることからもそれは裏付けられる。

さらに、前項3-4-1と同様、下記に挙げている「②生活保護を受けていない母子世帯の生活水準がわからない」という記述は、例え生活保護のセイフティネットから零れ落ちている世帯が存在していても、「母子世帯の生活水準」を把握できていないために結果として放置してしまう可能性があることをいみじくも示唆している。

以下に、本項の自由記述欄に記されたコメントを記載しておく。

- ① とにかく医療費はかかるないし、教育扶助も出るので違うと思う。
- ② 生活保護を受けていない母子世帯の生活水準がわからない。
- ③ 一般的な母子世帯の生活水準が分からなので何とも言えないが、仮の同程度の収入であれば生活保護の方が水準が高いと思う。
- ④ 保護を受けないで1人で仕事（パート）をしている人たちの方が大変である。
- ⑤ 比較的高い方がとは思われます。
- ⑥ <項目①の答えに関して>生活保護非受給の母子世帯で母親の実家の援助を受け、恵まれた生活を送る世帯は少ないと聞きます。一方援助を受けていない非保護母子世帯と保護母子世帯と比較すると医療費負担がない、保護費が支給されるのでがむしゃらには働くかず、子との時間を積極的にもてるという点で、保護世帯の生活水準の方が高いと思います（注：①は「高いと思う」）。
- ⑦ 分からない。



3-4-3 社会一般との生活水準比較

回答者が担当する生保母子世帯と社会一般との生活水準比較については、「個別的で一概に言えない」が20人で28.2%と最も多く、次いで「同等程度の世帯が多い」「(生保母子世帯の方が)低い世帯が多い」がそれぞれ16人で22.5%、「(生保母子世帯の方が)高い世帯が多い」が15人で21.1%である。なお、無回答は4人で5.6%である。

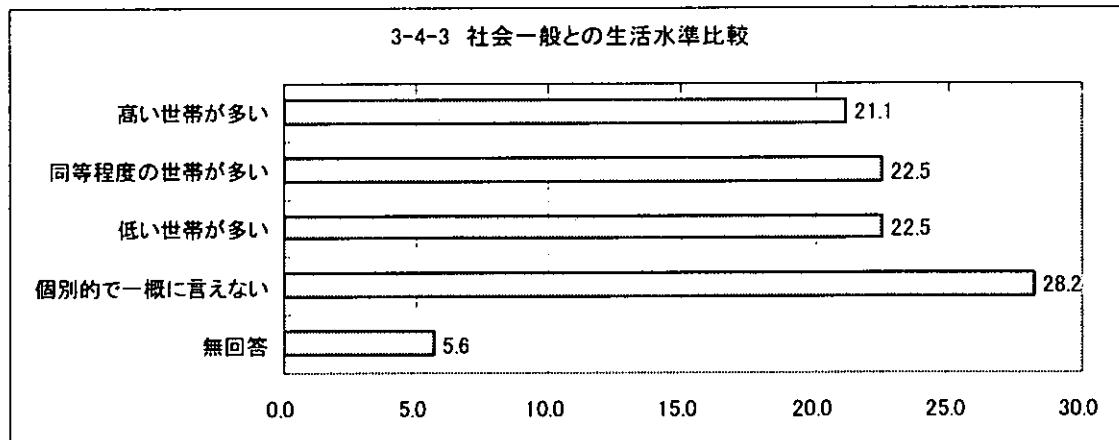
本項における「同等程度の世帯が多い」と「(生保母子世帯の方が)高い世帯が多い」の合計は31人で43.6%となる。これは、前項同様、一方では、生活保護を受けている母子世帯の生活水準は「社会一般の生活水準」と同等又はそれ以上のものであると4割以上の回答者が認識していることを意味してい

る。それは、下記に挙げている自由記述欄でコメントされているように、生活保護基準は「①最低生活ではない」という認識と関連している。

しかし、他方では、「社会一般」の世帯の多くが生活保護基準と同等又はそれ以下の「生活水準」にあることを4割以上の回答者が認識していることを意味している。つまり、4割以上のケースワーカーが、調査実施時の「社会一般の生活水準」は生活保護基準と同等又はそれ以下となっていることが多いという認識をもっているといえる。それは、前項同様、「個別的に一概に言えない」という回答が高率であることからも裏付けられる。

以下に、本項の自由記述欄に記されたコメントを記載しておく。

- ① とりあえず、最低生活ではないと思う。
- ② 単純に毎月の扶助額を比較すれば同等程度と思うが、預貯金などがなく、親子、兄弟関係が切れてしまっている。頼れる「縁」の無さなどを考えると一概に言えないとも言える。
- ③ 分からない。



なお、3-4-1「地域との生活水準比較」・3-4-2「生活保護を受けていない母子世帯との生活水準比較」・3-4-3「社会一般との生活水準比較」の各結果を比べると、生保母子世帯の生活水準が高いとする認識の高さは、特に生活保護を受けていない母子家庭との比較において特に顕著であることがわかる。

しかしながら、既に繰り返し述べているように、このことは生活保護を受けていない母子世帯の生活水準は生活保護基準よりも低く、それでも生活保護を受給していないという回答者の認識が相対的に極めて高いことの裏返しでもある。

IV ケースワーカーとしての経験について

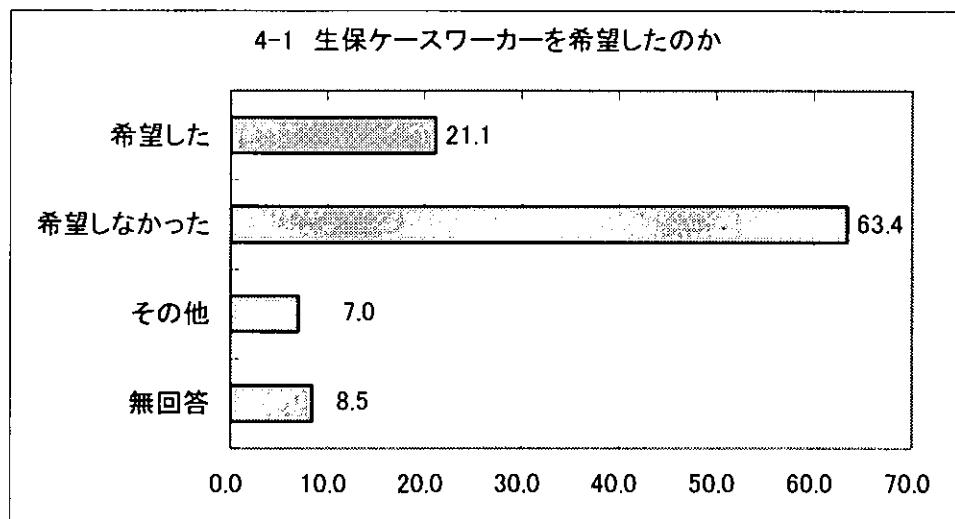
4-1 生保ケースワーカーを希望したのか

回答者が生活保護のケースワーカーを希望していたか否かについては、「希望しなかった」が45人で63.4%と最も多く、次いで「希望した」が15人で21.1%である。また、「その他」は5人で7.0%であ

る。なお、無回答は6人で8.5%である。

以下に、本項の「その他」で述べられた記述を記載しておく。

- ① 特に希望したわけではない。
- ② 特に希望しないが覚悟はあった。
- ③ 人生経験少なく対応できないと思った。
- ④ 配慮されればやっても良いと思っていた。
- ⑤ どちらでもな（？）い。<判断不明>
- ⑥ 特に嫌ではなかった。



4-2 辞令を受けた時の感想

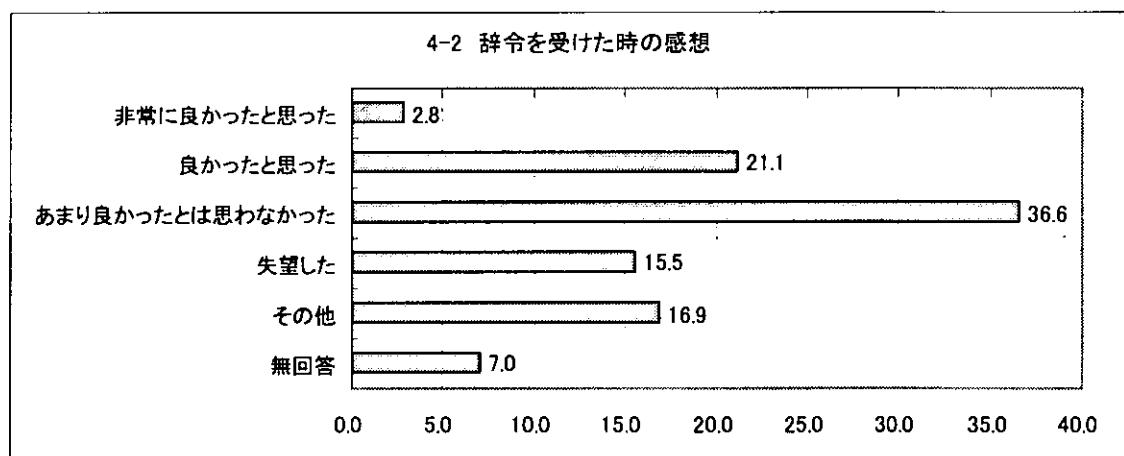
回答者がケースワーカーの辞令を受けた時に抱いた感想については、「あまり良いと思わなかった」が26人で36.6%と最も多く、次いで「良かったと思った」が15人で21.1%、「失望した」が11人で15.5%、「非常に良かったと思った」が2人で2.8%である。また、「その他」は12人で16.9%である。なお、無回答は5人で7.0%である。

本項で、肯定的な回答である「良かったと思った」と「非常に良かったと思った」の合計は17人で23.9%となり、否定的な回答である「あまり良いと思わなかった」と「失望した」の合計は37人で52.1%となる。これを前項4-1の結果と比較すると、生活保護のケースワーカーを「希望した」(15人・21.1%)と本項の肯定的な回答の合計はほぼ同数であるのに対し、前項4-1の「希望しなかった」(45人・63.4%)よりも本項の否定的な回答の割合はやや低い。「その他」の自由回答では、なんとも思わない、仕事を理解していなかったなどの記述がみられる。

以下に、本項の「その他」で述べられた記述を記載しておく。

- ① 何とも思わない。
- ② 事務的仕事部分以外について、不安であった。
- ③ 仕事自体を理解していなかった。

- ④ 具体的なイメージは無かった。
- ⑤ 不安に感じる部分と意欲的にやろうと思う気持ちと、複雑であった。
- ⑥ 特になし。
- ⑦ 年齢的に CW 担当になる予感があるので、やっぱり来た！と思った。
- ⑧ 良くも悪くも特に思わなかった。
- ⑨ どれでもな（？）い。<判読不明>
- ⑩ 職務として受け止めた。
- ⑪ どちらでもない。
- ⑫ 仕事の内容の大変さに思い至り、うまく進められるか不安だった。

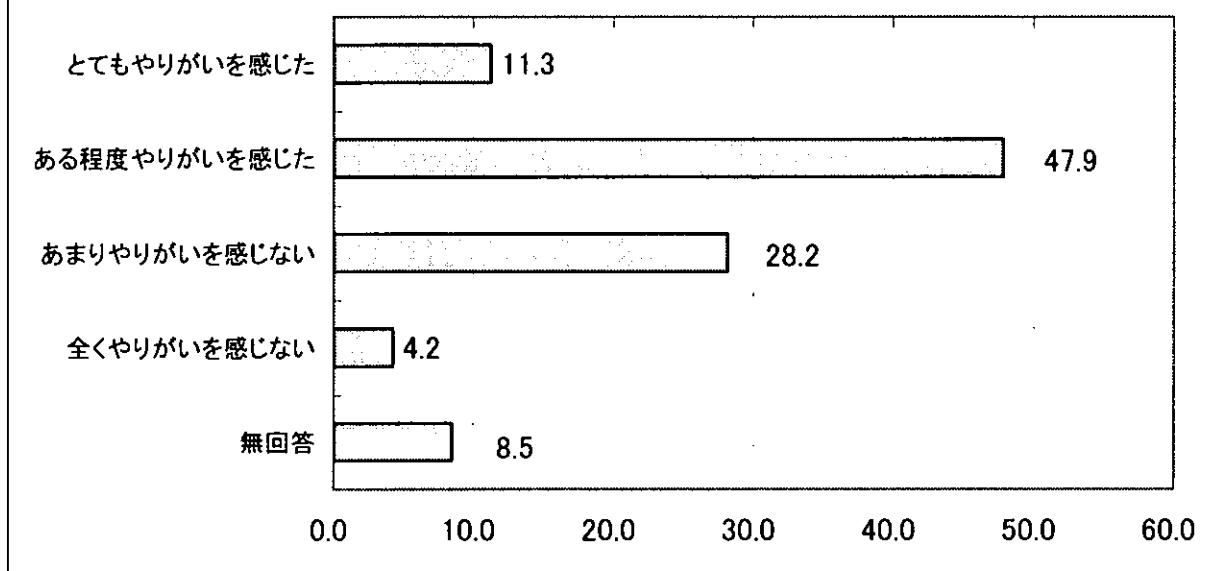


4-3 仕事に従事してやりがいを感じたか

回答者にとっての仕事のやりがいについては、「ある程度やりがいを感じた」が34人で47.9%と最も多く、次いで「あまりやりがいを感じない」が20人で28.2%、「とてもやりがいを感じた」が8人で11.3%、「全くやりがいを感じない」が3人で4.2%である。なお、無回答は6人で8.5%である。

本項で、肯定的な回答である「ある程度やりがいを感じた」と「とてもやりがいを感じた」の合計は42人で59.2%となり、否定的な回答である「あまりやりがいを感じない」と「全くやりがいを感じない」の合計は23人で32.4%となる。これを前項4-1の生活保護のケースワーカーを「希望した」(15人・21.1%)「希望しなかった」(45人・63.4%)の結果と比較すると、肯定的な回答と否定的な回答の割合が明確に逆転していることがわかる。

4-3 仕事に従事してやりがいを感じたか



4-4 任務についての考え方

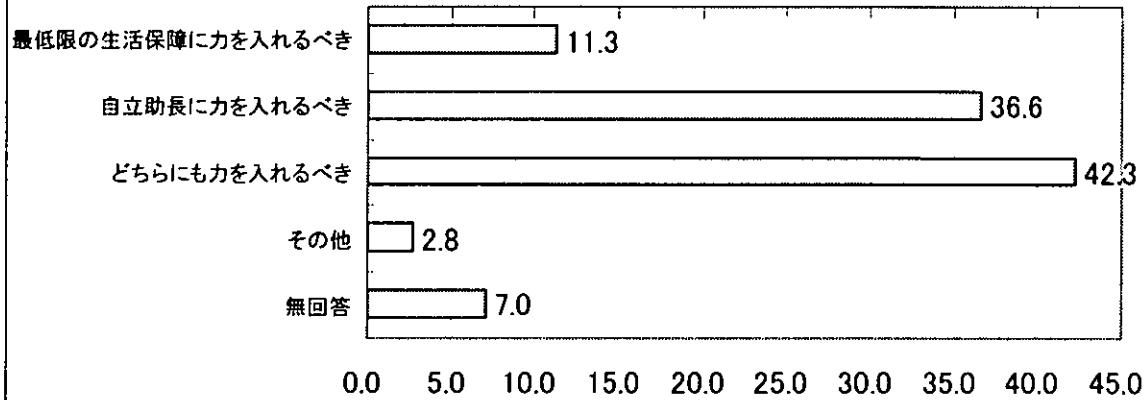
回答者の任務についての考え方については、「(最低限度の生活保障と自立助長の)どちらにも力を入れるべき」が30人で42.3%と最も多く、次いで「自立助長に力を入れるべき」が26人で36.6%、「最低限の生活保障に力を入れるべき」が8人で11.3%である。また、「その他」は2人で2.8%である。なお、無回答は5人で7.0%である。

まず、「どちらにも力を入れるべき」と「自立助長に力を入れるべき」の合計は56人で78.9%となる。これは、約8割の回答者が「自立助長」を生活保護ケースワーカーの任務としてとらえていることがわかる。また、「どちらにも力をいれるべき」と「最低限の生活保障に力を入れるべき」の合計は38人で53.6%となる。これは、過半数の回答者が「最低限の生活保障」を生活保護ケースワーカーの任務としてとらえていることがわかる。両者を比較すると、「自立助長」の方が約2.5割高く、かつ約8割の回答があることは、相対的にも絶対的にも「自立助長」が強く意識されているといえる。

以下に、本項の「その他」で述べられた記述を記載しておく。

- ① 保護世帯の人たちの方が生活をしていく上において、全てについて上手であると思った（するがしこい）
- ② 生活保障は手当をもっと厚くする。これ以外の疎外要因のある人のみ生保対応とする。
- ③ 本来は③かと思うが忙しすぎて自立の援助まで手がまわらない（注：③は「どちらにも力を入れるべきである」）。

4-4 任務についての考え方

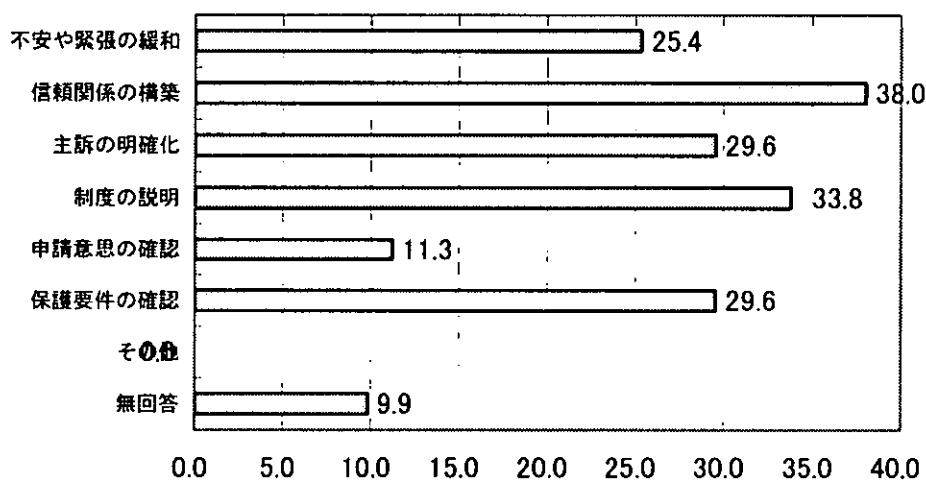


4-5 申請・相談で最も留意すること (MA)

回答者が申請・相談で最も留意することについては、「信頼関係の構築」が 27 人で 38.0% と最も多く、次いで「制度の説明」が 24 人で 33.8%、「主訴の明確化」「保護要件の確認」がそれぞれ 21 人で 29.6%、「不安や緊張の緩和」が 18 人で 25.4%、「申請意思の確認」が 8 人で 11.3% である。「その他」に回答した人はいなかった。なお、無回答は 7 人で 9.9% である。

ほとんどの回答の割合が 2.5 割から 4 割と高い結果になっているなかで、「申請意思の確認」が約 1 割と低率である。つまり、回答者の多くは「申請・相談」の段階で「申請意思の確認」よりも他の回答を重視していることがわかる。

4-5 申請・相談で最も留意すること



4-6 母子世帯の助言指導に関する際に最も留意すること (MA)

回答者が母子世帯の助言指導に関する際に最も留意することについては、「稼働能力の確認」が 38 人